

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番(0154)を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

産休代替等教員および非常勤講師等の事前登録者

市内小・中学校で働く教職員の事前登録者を募集します。事前登録していただくことで、欠員状況に応じて、北海道教育委員会に推薦することが可能となります。なお、応募いただいても必ず採用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
 ㊦小学校教諭、中学校教諭の教員免許状をお持ちの方／㊦履歴書1部(お持ちの教員免許状の種類、希望校種、担当可能な教科および指導可能なクラブ等を必ず記入)を直接または郵送でMOO4階市教委学校教育課教育政策係(〒085-0016錦町2-4 ㊦65-6450)へ

その他

家族介護者交流事業

介護の悩みを一人で抱え込まず、介護者同士で語り合いませんか？
 ㊦6月27日(土)午前10時～午後2時／㊦アクアペール／㊦高齢者等を介護している家族や過去に介護を経験した方、認知症の本人／㊦800円(昼食、資料代)／㊦6月15日(月)までに電話で釧路地区障害老人を支える会たんぼの会(佐々木㊦090-4874-9306)へ

第68回釧路市花壇コンクール参加者

審査日＝[①個人の部(バラ・クレマチス)]7月9日(木)、[②地域・職域の部 ③学校の部 ④個人の部]8月5日(木)、[⑤フラワー通りの部]8月6日(木)／㊦①④個人宅の花壇やプランター ②町内会や児童館、老人クラブの集会場、広場、公園等の花壇および事業所、商社、官公庁等の敷地内または周辺の花壇 ③校庭内または周辺の花壇 ⑤街路樹等／㊦①は6月8日(月)～26日(金)、②～⑤は6月8日(月)～7月10日(金)に申込書(市役所1階庁舎案内、各行政センター、各支所に備え付け)を郵送またはファクスで「緑いっぱい市民運動」世話人会事務局(〒085-0003川北町9-34公園緑化協会内㊦24-0513㊦24-0514)へ

認知症サポーター養成講座・認知症サポータースキルアップ講座

認知症に対する正しい知識や理解を地域に広めるとともに、認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らす続けることを支える方を育成するための講座です。
 ●認知症サポーター養成講座
 ㊦6月18日(木)午後2時～3時30分／㊦市民
 ●認知症サポータースキルアップ講座
 ㊦6月25日(木)午後2時～3時30分／㊦市民で、過去に認知症サポーター養成講座を受講したことがある方／㊦オレンジリング
 【共通】㊦コア鳥取／㊦電話で西部地域包括支援センター(㊦55-2666)へ

釧路市民貢献賞の候補者を推薦してください

【産業部門】
 ○産業活動を通じて業界の振興に尽力し、その功績が顕著な方 ○経営の合理化を図り、その業績を上げ、他の模範となる方 ○新製品の研究開発、技術の向上に努め、その業績を上げた方
 ○職務に関し、有益な研究または発明発見をされた方 ○業務に精励し、創意工夫により生産能率の向上に顕著な業績を上げた方 ○職場内において勤労尊重の気風を培い、他の模範となる方 ○上記以外で産業の発展に貢献された方
 【社会部門】
 ○市が推進する事業や各種市民運動を通じて、地方自治の振興に貢献された方 ○学校や社会、私学教育の振興に貢献された方 ○地域まちづくり運動などを通じて、市民の模範として住民活動に貢献された方 ○社会福祉の向上増進に貢献された方 ○保健医療または自然環境保全・環境衛生思想の普及と増進に貢献された方 ○上記以外で市民生活の向上に貢献された方
 ㊦6月1日(月)～30日(火)に所定の申請用紙等(各担当課に要確認)を直接または郵送(〒085-8505黒金町7-5)で産業部門は市役所4階産業推進室(㊦31-4550)、社会部門は市役所2階市民生活課(㊦31-4590)へ

点訳・音訳図書製作ボランティア養成講習会

①点訳図書製作
 視覚障がい者向け点訳図書の製作のための技術を学びます。
 ㊦6月18日～10月22日の毎週木曜日午前10時～正午(夏休み3回あり、全16回)／㊦8人／㊦1,540円(テキスト代)
 ②音訳図書製作
 視覚障がい者向け録音図書の製作のための技術を学びます。
 ㊦7月3日～11月6日の毎週金曜日午前10時～正午(8月14日(金)を除く。全18回)※初回は必ず出席してください／㊦1,210円(テキスト代)
 【共通】㊦受講後、釧路市点訳図書館のボランティア活動ができる市民(子ども連れでの参加不可)／㊦㊦①は随時、②は6月30日(火)までに電話で身体障害者福祉センター(川北町4-17 ㊦24-7471)へ

2026(令和8)年度第3回危険物取扱者試験・第3回消防設備士試験

㊦7月26日(日)／試験の種類＝[危険物取扱者]甲種、乙種(1～6類)、丙種、[消防設備士]甲種特類、甲種(1～5類)、乙種(1～7類)／㊦6月11日(木)～18日(木)に書面または電子申請で(一財)消防試験研究センター北海道支部(〒060-8603札幌市中央区北5条西6-2-2札幌センタービル12階㊦011-205-5371)へ／㊦消防本部予防課予防広報係(㊦23-0426)

2026(令和8)年度第1回危険物取扱者保安講習

㊦7月8日(水)・9日(木)[一般]午前9時30分～午後0時30分、[給油取扱所]午後1時30分～4時30分／㊦まなぼつと幣舞／㊦受講希望日の2週間前までに郵送で(一社)北海道危険物安全協会連合会(〒060-0003札幌市中央区北3条西7-1第二水産ビル3階㊦011-205-5088)へ／㊦消防本部予防課予防広報係(㊦23-0426)

文化賞の候補者を推薦してください

市の文化の発展に著しく貢献したと認められる個人または団体を顕彰します。
 ㊦芸術(音楽、文学、美術、芸能)、科学(自然科学、人文科学)の各分野で功績のあった市内在住もしくは在住している団体／推薦方法＝6月1日(月)～30日(火)(当日消印有効)に所定の申請用紙(市ホームページからダウンロード)および候補者の活動が分かる詳しい資料を直接またはメール(20MB以下。6月30日(火)必着)、郵送でMOO4階市教委生涯学習課(〒085-0016錦町2-4㊦31-4579 ㊦sh-shougaigakushuu@city.kushiro.lg.jp)へ

緑の愛護賞候補者を推薦してください

推薦のあった対象者の活動内容を市で審査し、「釧路市緑の愛護賞」を贈呈し、表彰します。
 ㊦5年以上継続して緑の愛護活動を行い、緑の愛護賞の趣旨に沿った活動をしてこられた個人および団体／㊦7月15日(水)までに公園緑地課備え付けの推薦書で詳しい活動歴と活動状況が分かる写真を添えて直接または郵送で市役所5階公園緑地課緑化管理係(〒085-8505黒金町7-5 ㊦31-4557)へ

税・保険・年金

市道民税(個人住民税)・森林環境税の減免について

下記のように災害や生活困窮などの特別な事情により個人住民税・森林環境税の納付が困難と思われる方については、本人の申請により減免の対象となる場合があります。減免の可否は、世帯全体の所得状況や資産保有状況等を総合的に判断した上で決定します。
 ㊦生活保護法による扶助を受けることとなった方およびそれに準ずる生活困窮の状況にある(失業、廃業、疾病等)と認められる方、災害により甚大な被害を受けた方／㊦原則、対象となる税額は納期未到来分です。2026(令和8)年度の税額決定通知書は6月中旬発送予定です／㊦市民税課市民税係(㊦31-4514)

6月30日(火)は以下の市税等の納期限です

・市道民税・森林環境税(第1期)
 ・国民健康保険料(第1期)
 ・後期高齢者医療保険料(第1期)
 ・介護保険料(第1期)
 ※いずれも普通徴収分
 ・6月分保育園保育料
 ●市税等 休日の納付相談窓口
 ㊦6月27日(土)午前9時～午後5時
 ◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たりお困りの際は納税課までご相談ください。
 ㊦納税課(㊦31-4517・4518)
 ■■納付には便利な口座振替を■■
 ■■スマホでの納付も行えます■■

健康保険の加入・脱退手続きをお忘れなく

国民皆保険の制度により、協会けんぽ等の健康保険に加入している方以外は、国民健康保険への加入が義務付けられています。転入や退職等で健康保険に未加入の方や、任意継続の加入期間が終了する方は、忘れずに加入の手続きを行ってください。
 なお、保険料は国保の資格が発生したときまでさかのぼって計算されます(最長2年間)。また、国保に加入中の方が市外へ転出する場合や、協会けんぽ等の健康保険に加入した場合などは脱退の手続きが必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。
 ㊦国民健康保険課保険係(㊦31-4528)

国民健康保険の「資格確認書」[「資格情報のお知らせ」]の発送に伴う郵送のお知らせ

2026(令和8)年7月31日(金)に国民健康保険の「資格確認書」または70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」の有効期限が満了となるため、8月1日(土)以降のものを7月下旬に郵送します。簡易書留での郵送を希望される方は、はがきに住所、氏名、「簡易書留希望」と記載し、6月30日(火)(必着)までに郵送してください。配達日の指定はできません。
 なお、70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」は更新がないため、現在お持ちのものをそのままご使用ください。
 郵送・㊦国民健康保険課保険係(〒085-8505黒金町7-5 ㊦31-4528)

年金振込通知書を送付します

「年金振込通知書」は、金融機関等の口座振込で年金を受け取られている方に対して、6月から翌年4月まで2カ月に1回支払われる金額をお知らせするもので、毎年6月に日本年金機構から送付されます。
 ※振込額や振込口座に変更がある場合は、その都度「年金振込通知書」が送付されます。
 ㊦ねんきんダイヤル(㊦0570-05-1165)、釧路年金事務所(㊦25-1521)